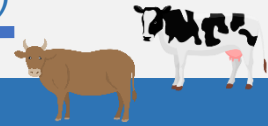


## □ 家畜生産農場衛生対策事業(疾病清浄化対策)



### ■ 事業の目的

ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、地域で問題となっている疾病(マイコプラズマ乳房炎)のまん延防止、早期清浄化を進めるために、牛飼養農家が自主的に行う検査、とう汰に対し、検査費、検査証明書発行費、自主とう汰推進費の助成を行います。

### ■ 事業の内容

#### ・検査費、検査証明書発行費の補助

補助率は 1/2 以内(民間検査機関での検査も対象です)

#### ・自主とう汰推進費の交付

評価額の 2/3 から肉代等の利用額を控除した額以内

(評価額の上限は 950,000 円です)

#### ・自主とう汰対象牛の要件

ヨーネ病 : 高度汚染農場で飼養されている患畜と疫学的に関連が高い牛

牛伝染性リンパ腫 : 高リスク牛(ウイルスを伝播させるリスクが高い牛)

牛ウイルス性下痢 : PI 牛(持続感染牛)

#### ・牛伝染性リンパ腫対策として、共同放牧場等における吸血昆虫の忌避・駆除経費の補助

(補助額の上限は 88,000 円です)

本事業の活用を希望される場合は、補助の要件「家畜衛生対策事業の運用について(別表 6)」をご確認ください。



別表6.pdf

### ☎ 事業についての問い合わせ先 ☎

(公社)茨城県畜産協会 衛生課 (TEL029-225-6697)

リンク集(農林水産省 HP)

☞ [ヨーネ病に関する情報:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

☞ [牛ウイルス性下痢に関する情報:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

☞ [牛伝染性リンパ腫に関する情報:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

別表 6

家畜生産農場衛生対策事業（農場HACCP導入推進強化事業を除く。）の  
補助対象経費に係る補助の要件について

区分	補助の要件
<p>1 全国流行疾病対策費            (1) ヨーネ病対策            ア ヨーネ病検査費及び            証明書交付料の交付対            象</p> <p>イ 牛とう汰推進費の交            付対象</p>	<p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件            牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ヨーネ病要領」という。）に基づく防疫対策を実施している農場</p> <p>2 検査及び証明書の交付要件            ヨーネ病要領に基づく検査及び証明書の交付であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件            次のア又はイに該当する農場</p> <p>ア 新規摘発農場            過去1年以内にヨーネ病要領の第2の4に規定されるカテゴリーII以外の農場であった農場</p> <p>イ まん延防止対策実施農場            次の①から③までの全ての条件を満たす農場</p> <p>① 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に6か月齢以上の全ての繁殖用牛に対して遺伝子検査又は抗体検査を実施していること。</p> <p>② ①の検査において、定性陽性となった全ての牛について、令和6年度内にとう汰を行うこと。</p> <p>③ 乳用繁殖牛飼養農場については次の（ア）から（ウ）までの全ての防疫対策を実施していること。            乳用繁殖牛飼養農場以外の農場について（ア）の防疫対策を実施し、（イ）又は（ウ）の実施に努めていること。</p> <p>（ア）牛舎等の清掃・消毒の実施、糞便の適切な処理等、感染要因の排除</p> <p>（イ）初乳加温対策又は初乳製剤の使用</p> <p>（ウ）早期母子分離飼育</p>

<p>(2) 牛伝染性リンパ腫対策</p> <p>ア 牛伝染性リンパ腫対策実施農場における検査費及び証明書の交付料の交付対象</p> <p>イ 共同放牧場等における検査及び吸血昆虫の忌避・駆除経費の交付対象</p> <p>ウ 高度感染牛とう汰推進費の交付対象</p>	<p>2 とう汰牛要件  次のア及びイに該当する牛  ア 令和6年度に自主的にとう汰した繁殖の用に供する牛  イ 遺伝子検査で定性陽性となった牛又は高度な汚染が想定される農場で飼養されている患畜と疫学的に関連が高い牛</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件  牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成27年4月2日付け26消安第6117号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく対策を講じている農場</p> <p>2 検査及び証明書交付要件  過去の検査で抗体陰性であった牛、未検査牛及び発症牛等を対象に実施する抗体検査、抗原検査及び病理検査並びに陰性証明書の交付であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件  次のいずれかに該当すること。  ア 共同放牧場（複数の農場の乳用牛及び肉用牛を預託管理等により集団的育成若しくは繁殖を行う農場であって、地域の畜産振興を図る上で重要な拠点であると都道府県知事が認める農場をいう。以下同じ。）  イ 共同放牧場に預託する農場であって、ガイドラインに基づく対策に取り組む農場  ウ 地域一体となって牛伝染性リンパ腫対策に取り組む農場。</p> <p>2 検査及び吸血昆虫の忌避・駆除の要件  検査については、共同放牧場の入退場前に抗体陰性であった牛及び未検査牛を対象に実施する抗体検査及び抗原検査であること。吸血昆虫の忌避・駆除については、アブ又はサシバエの忌避又は駆除対策であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1から3までの全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p>
---	--

<p>(3) BVD対策</p> <p>ア BVDの検査費及び 証明書の交付料の交付 対象</p>	<p>次のアからウの全てに該当する農場</p> <p>ア 定期的に全頭検査(過去の検査で陽性であった牛及び6か月齢未満の牛は除いても差し支えない。)を行い、摘発した感染牛を分離飼育(ガイドラインⅢの(2)の③に準じた方法による)していること。</p> <p>イ 農場全体の陽転率および陽性率から見て、高度感染牛のとう汰により、清浄化の早期達成が見込まれる農場</p> <p>ウ ガイドラインに基づく次の①から⑤までの対策のうち3つ以上を実施していること</p> <p>① 人為的な伝播を防止するための対策</p> <p>② 吸血昆虫対策</p> <p>③ 初乳の加温、凍結又は初乳製剤の使用</p> <p>④ 早期母子分離飼育</p> <p>⑤ 導入牛の隔離・検査</p> <p>2 対象牛の要件</p> <p>次のア及びイに該当する牛</p> <p>ア 令和6年度に自主的にとう汰した繁殖の用に供する牛</p> <p>イ リアルタイムPCR検査等の結果により、ウイルスを伝播させるリスクが高いと判断された牛。</p> <p>3 とう汰要件</p> <p>農場内で最もリスクが高いと判断された牛のとう汰又は同一農場内で複数の牛をとう汰する場合における、伝播リスクが高い牛から実施されたとう汰であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p> <p>牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン(平成28年4月28日付け28消安第734号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づく対策を講じている農場</p> <p>2 検査要件</p> <p>令和6年度に実施したBVDの抗体検査及び抗原検査並びに陰性証明書の交付であって、次のアからエに掲げるもの。</p> <p>ア 複数農場の生乳を合せた合乳試料、複数個体のプール血清等を用いた牛群検査</p> <p>イ 農場の清浄性又は浸潤状況を確認するための個体検査</p>
---	--

<p>イ P I牛とう汰推進費の交付対象</p>	<p>ウ 家畜の移動（市場への出荷時を除く。）に伴う個体検査 エ アからウまでの検査に係る陰性証明書の交付</p> <p>交付の対象となる牛については、次の1又は2の要件を満たすこと。</p> <p>1 少なくとも3週間の間隔をあけて実施した2回の抗原検査（RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出ELISA）の結果、令和6年4月1日以降にP I牛であることが確認された牛であって、確認された日（2回目の抗原検査の結果判定日。以下「確認日」という）から1か月以内（確認日が令和7年3月1日以降である場合には令和7年3月31日まで）にとう汰したものであること。</p> <p>2 1で確認されたP I牛の産子であって、飼養牛がP I牛の産子であることを牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下ウにおいて同じ。）に連絡した日から1か月以内に自主的にとう汰した牛であること。</p>
<p>ウ BVDワクチン接種推進費の交付対象農場</p>	<p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件 次のア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 令和6年3月31日以前にP I牛であることが確認されていた牛については令和6年3月31日までの間に、令和6年4月1日以降にP I牛であると確認された牛については確認日から1か月以内に、令和7年3月1日以降にP I牛であると確認された牛については令和7年3月31日までに、P I牛全頭を自主的にとう汰した農場であること。</p> <p>イ 飼養牛がP I牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から1か月以内に当該産子を自主的にとう汰した農場であること。</p> <p>2 ワクチン要件 次のア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 1のアの農場においては、P I牛確認日から2か月以内（確認日が令和7年2月1日以降である場合には、令和7年3月31日まで）に接種したワクチンであること。</p> <p>イ 1のイの農場においては、P I牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から2か月以内に接種したワクチンであること。</p>

<p>2 地域生産性向上衛生対策及び越境性疾病侵入防止対策</p> <p>(1) 補助事業の対象となる取組</p>	<p>1 地域生産性向上衛生対策</p> <p>地域で課題となっている生産性に影響を及ぼす疾病による損耗軽減を目的とした地域協議会等で作成された生産性向上計画に基づく取組であること。交付の対象となる取組は、次の(1)から(3)までの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 地域協議会等の要件</p> <p>次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 生産者及び家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師により構成されていること。</p> <p>イ 運営を行うための事務局を設置しており、会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。</p> <p>(2) 農場の要件</p> <p>次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 飼養衛生管理基準の遵守徹底に取り組む農場</p> <p>イ 課題を分析するために必要な生産データ、出荷データ等を記録していること。</p> <p>(3) 防疫推進計画の要件</p> <p>次のアからオまでの要件を満たすこと。</p> <p>ア 生産データや疾病検査データ等、農場の現状を表す農場カルテを事前に整備し、カルテに基づき分析された地域の課題が記載されていること。</p> <p>イ 衛生検査、農場の衛生対策、管理獣医師による訪問指導、検討会の開催等の具体的計画が記載されていること。</p> <p>ウ 取組後の数値目標が記載されていること。また、取組の評価を行う検討会の開催計画が記載されていること。</p> <p>エ 計画の実施に係る補助対象経費及び補助率について要領別表2に掲げる事業承認者(以下「事業承認者」という。)の事前の承認を得ていること。</p> <p>オ 計画の実施状況及び実施予定対策の効果の検証結果等について、少なくとも四半期ごとに事業承認者に報告を行うこと。</p> <p>2 越境性疾病侵入防止衛生対策</p> <p>越境性疾病に対する病原体の侵入防止を目的とした地域協議会等で作成された防疫推進計画に基づく取組であること。</p>
---	--